



報道関係者 各位

平成 28 年 5 月 30 日

【 照 会 先 】

富山労働局雇用環境・均等室

室 長 光 永 圭 子

室長補佐 播 磨 久 美

電 話 0 7 6 ( 4 3 2 ) 2 7 4 0

## 平成 27 年度男女雇用機会均等法の施行状況について

### 一 マタニティハラスメントに関する相談が 前年度に引き続き増加 一

富山労働局（局長 山崎英生）では、雇用環境・均等室\*が所管する男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法の 3 法に係る平成 27 年度の施行状況について取りまとめました。

※ 平成 28 年 4 月に、雇用均等室と総務部企画室が統合し「雇用環境・均等室」になりました。

雇用均等室に寄せられた相談は 607 件。（資料 1）

- 相談件数は減少傾向にある（過去 3 年間の動き）
- 妊娠、出産、育児休業等を理由とする不利益取扱い（いわゆる「マタニティハラスメント」）の相談は 2 年連続で大幅に増加（36 件→53 件→66 件）するとともに、紛争解決援助制度の利用も増加（3 件→2 件→6 件）
- セクシュアルハラスメントに関する相談は横ばい

○男女雇用機会均等法関連の相談は 188 件で、「婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱い」が最も多く、「職場におけるセクシュアルハラスメント」が続く。

○育児・介護休業法関連の相談は 386 件で、減少傾向にある。

個別紛争（労働者－事業主間のトラブル）の解決援助制度の申請は 7 件。

- 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係で、いずれも制度利用により解決した。

行政指導件数及び最も多い指導内容は次のとおり。

- |              |        |                   |
|--------------|--------|-------------------|
| ・男女雇用機会均等法関係 | 239 件  | セクシュアルハラスメント対策の不備 |
| ・育児・介護休業法関係  | 772 件  | 育児短時間勤務制度の不備      |
| ・パートタイム労働法   | 1029 件 | 労働条件の文書交付等        |

### ＜当局の今後の対応＞

- ・ マタニティハラスメントについては、他のハラスメント（セクハラ、パワハラ）と併せ、未然防止について広く周知を行います。（資料3）
- ・ 平成29年1月1日から「妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする上司、同僚等による就業環境を害する行為に対する防止対策を講じること」が事業主の義務となる（男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正）ことから、今後法の周知徹底を図るとともに指針等の成立を踏まえ、県内で説明会を開催します。（資料4）
- ・ 相談に対しては、相談者のニーズに応じて、労働局長による紛争解決援助及び調停の制度を活用し、円滑かつ迅速な解決を図ります。
- ・ 法違反については、引き続き厳正に対処し、迅速な是正を図ります。
- ・ あらゆる機会を通じて関係法令の周知に努め、労働者が仕事と生活を調和させつつ、能力を発揮できる雇用環境の整備を目指します。

### 《添付資料》

- 資料1 平成27年度男女雇用機会均等法等の施行状況
- 資料2 労働局長による紛争解決の援助事例
- 資料3 職場でつらい思いしていませんか？（リーフレット）
- 資料4 改正育児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法の概要